

【資料4】

鹿児島海区
漁業調整委員会資料
令和7年8月21日

【議題4】

まあじに関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について(報告)

まあじに関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について

1. 変更理由

関係者合意に基づく国留保枠からの追加配分があったため、県知事漁獲可能量を変更した。

2. 本県に配分された漁獲可能量

500トン（変更前TAC：4,900トン→変更後TAC：5,400トン）

3. 知事管理漁獲可能量の配分方法と変更案（県資源管理方針別紙）

（1）配分ルール

本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を当該管理年度の前々年度までの3年間の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。

（中略）

おって、農林水産大臣から国の留保枠の配分があった場合は、当該管理年度の当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加配分された数量を配分することとする。

【参考】漁獲実績と配分比率

管理区分	R3	R4	R5	平均	比率
鹿児島県まき網まあじ漁業	1,647	2,015	980	1,547	73.5%
鹿児島県その他のまあじ漁業	440	680	555	558	26.5%
合計	2,087	2,694	1,535	2,106	—

（2）変更案

管理区分	変更前	変更後
鹿児島県まき網まあじ漁業	3,200トン	3,500トン
鹿児島県その他のまあじ漁業	現行水準 (目安数量：1,200トン)	現行水準 (目安数量：1,300トン)
県留保枠	500トン	600トン
合計	4,900トン	5,400トン

4. 対応状況

7月29日付けにて県公報にて公表済み。